

案件名称	淀川区、東淀川区、西淀川区、此花区及び港区の大阪市立学校産業廃棄物（廃蛍光管・廃乾電池）収集運搬業務委託（概算契約）
-------------	--

仕様書

大阪市教育委員会事務局

1 案件名称

淀川区、東淀川区、西淀川区、此花区及び港区の大阪市立学校産業廃棄物（廃蛍光管・廃乾電池）収集運搬業務委託（概算契約）

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から産業廃棄物を収集したのち、処理施設へ運搬するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 排出事業者

本業務における排出事業者は大阪市教育委員会事務局とする。

5 履行期間

契約締結日から令和7年10月31日までとする。

6 業務内容

(1) 産業廃棄物の種類

収集運搬を行う産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。

種別	数量	合計数量
蛍光管（直管）	1,120 k g	2,458 k g
水銀灯ほか	25 k g	
乾電池（アルカリ・マンガン）	1,295 k g	
リチウム電池・ボタン電池	18 k g	

※ 上記数量は概算であるため増減する可能性がある。

(2) 収集場所

大阪市内（淀川区、東淀川区、西淀川区、此花区及び港区内）に所在する市立小、中学校78校（別表参照）

(3) 収集日、収集時間、収集回数

ア 収集回数は、契約期間内において各校1回（ただし、土曜・日曜・祝日を除く。）を基本とする。ただし、排出量の実情によりこの限りではない。

イ 収集時間は、午前9時から午後4時までの間を基本とし、児童生徒の登下校の状況に考慮しつつ必要に応じて各学校長と調整し決定すること。

(4) 運搬の最終目的地

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、以下の処理施設へ搬入すること。

詳細については、受注者と処理業者において打合せをした上で決定すること。

処理業者名：野村興産株式会社（以下「処理業者」という。）

処理業者所在地：大阪府中央区高麗橋二丁目1番2号

処理施設所在地：大阪市西淀川区中島二丁目4番143号（野村興産株式会社関西工場）

搬入時間帯：原則、平日の午前8時から午後4時までの間とする。

それ以外の時間は、受入れ作業を行わないため、注意すること。

受入基準：搬入の際は、搬入2日前の午後4時までに、「7 収集計画」に指定する方法で上記工場へ搬入の旨を連絡すること。

入構時は、上記工場の定めるルールに従うこと。

野村興産株式会社関西工場への搬入にあたって、搬入方法など確認事項がある場合の連絡先はTEL 06-4706-1345（野村興産株式会社）とする。

7 収集計画

収集日について、受注者は各学校及び処理業者と調整のうえ、業務の実施に先立ち「収集業務計画書」（別紙－3）及び処理業者が指定する「廃棄物搬入予定表」を作成し、発注者及び処理業者に提出すること。

各学校の事情により受注者が作成した計画によりがたい場合は、受注者は当該の学校長と直接調整し、あらためて収集日を調整すること。

なお、提出した計画に変更が生じる場合は、その都度、変更後の収集日時及び搬入日時を事前に本仕様書の22に記載する担当者並びに処理業者に報告すること。

8 提出書類

(1) 受注者は、産業廃棄物を収集運搬できることを示すものとして、本業務における事業の範囲について別紙－1に記載すること。

(2) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。

(3) 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了届（別紙－4）を作成し、発注者へ提出すること。

(4) 受注者は、発注者が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

9 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は別紙－1記載のとおりであり、この事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証（積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。）（以下「許可証」という。）の写しを契約書へ添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。

10 収集運搬過程における積替え保管

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物の積替え保管を行うことはできない。

11 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

(1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、

やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

12 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 排出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (3) 搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。
- (4) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設（構造物、機器等）に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じること。
- (5) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。
- (6) 収集運搬においては、児童生徒の安全確保に努めること。

13 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書（經常型）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - イ 産業廃棄物の収集運搬業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、第 3 項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(6) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型）第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

14 経費の負担

本業務にかかる運搬費の一切は、受注者の負担とする。

15 概算契約

本業務の数量は概算であり、発注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。

業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細（別紙－２）の単価へ履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

概算契約の内訳明細（別紙－２）については、業者決定後、発注者と協議を行う。

16 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

17 排出する状態（荷姿等）

学校では、それぞれ箱又は袋等で分別し、まとめた状態となっている。

上記「6（4）運搬の最終目的地」へ搬入する際には、以下のとおりとする。

容器には、排出された学校名を、処理業者が指定する形で記載する。

紙袋や段ボール箱が破損した状態や雨など水濡れの状態で搬入の場合、処理業者での受け入れができないため、注意すること。

廃棄物	搬入時の荷姿等
蛍光管（直管）	段ボールまたはドラム缶（洗浄済みかつ腐食・損傷がなければ中古品で可。）に入れて搬入すること。段ボールを使用する場合、不安定な状態にならないよう、蛍光灯の長さに合わせたものを使用すること。 割れたものはポリ袋に入れた状態で搬入すること。 なお、曲管（丸型）蛍光灯、電球及び LED 型ランプは受け入れが出来ないため、混入しないこと。 また、長さが 125cm を超える蛍光管は、受け入れが出来ない可能性があるため、事前に確認を行うこと。

水銀灯ほか	上記、蛍光管（直管）と同様とする。
乾電池（アルカリ・マンガン）	軽量であれば、紙袋や段ボール箱に入れて搬入すること。 重量があり、紙袋等が耐えられない場合は、「蓋つきの金属製一斗缶・ペール缶（洗浄済みかつ腐食・損傷がなければ中古品で可。）」にて搬入すること。 なお、鉛蓄電池（Pb 電池）は受け入れが出来ないため、混入しないこと
リチウム電池・ボタン電池	紙袋や段ボール箱に入れて搬入すること。 ボタン電池は、接地面にテープを貼り、絶縁処理をすること。

※乾電池について、一斗缶又はペール缶を使用した場合、搬入時には蓋をし、ふちの部分テープで固定すること。蛍光管及び水銀灯については蓋をする必要はない。

※ドラム缶・一斗缶及びペール缶について、缶に液体（雨水を含む。）を入れてはならない。入れた状態で搬入された場合、受入れできず返品となるため、注意すること。

- (1) 発注者は、受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正な処理に必要な情報を書面で受注者に提供する。
- (2) 発注者は、上記の情報に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で受注者に通知する。

18 委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱い

発注者及び受注者は、下記内容により相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することが出来る。但し、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の収集運搬が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の処置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者は解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。

イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集運搬を行わせしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

19 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届け

なければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

20 その他

- (1) 受注者は上記「9 受注者の事業範囲」により契約書に添付する許可証に「水銀使用製品 産業廃棄物を含む」の表記がない場合、本業務が履行可能であることを証するため、発注者へ「収集業務に関する申出書」を提出すること。
- (2) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (3) 受注者は本業務の開始前に、処理業者との間で廃棄物の持ち込みに関する確認・打合せを実施し、業務の円滑化を図ること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (5) 本業務に使用する車両については、産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両とすること。

21 事業担当

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
大阪市西成区天下茶屋1-16-5
電話：06-6115-7794

本項目は契約後記入とする。

別紙－1

収集運搬に関する事業範囲
(積み込み場所)

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業範囲： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

(積下ろし場所)

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業範囲： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

概算契約の内訳明細

単位：円

種別（業務内容）	数量（※）	単価・円	金額・円（※）
蛍光管（直管）	1,120 k g		
水銀灯ほか	25 k g		
乾電池（アルカリ・マンガン）	1,295 k g		
リチウム電池・ボタン電池	18 k g		
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額（税込）			

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

※種別ごとの金額は、数量に単価を乗じて、算出すること

この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

監督職員	担当係長

収 集 業 務 計 画 書

令和 年 月 日

大阪市教育委員会
教育長 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

受任者名

下記のとおり届出します。

記

業 務 名 称

業 務 場 所 大阪市立学校 (校)

着 手 日 令和 年 月 日

期 限 令和 年 月 日

業 務 計 画 別紙のとおり

監督職員	担当係長

業務完了届

令和 年 月 日

大阪市教育委員会
教育長 様

住所又は事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名
受任者名

下記のとおり、業務が完了しましたのでお届けします。

記

業務名称

業務場所

契約番号

契約日

令和 年 月 日

履行期限

令和 年 月 日

完了日

令和 年 月 日

金額

金 円

添付書類

計量証明書 (写)

対象校一覧

No.	校園コード	学校名	校種名	区名	住所	電話番号	FAX番号
1	541090	西九条小学校	小学校	此花区	西九条4-3-41	06-6468-3731	06-6468-0259
2	541091	四貫島小学校	小学校	此花区	四貫島2-16-29	06-6468-5451	06-6468-5427
3	541092	島屋小学校	小学校	此花区	島屋2-9-36	06-6468-5991	06-6468-5892
4	541093	伝法小学校	小学校	此花区	伝法3-13-10	06-6461-0016	06-6461-0609
5	541094	梅香小学校	小学校	此花区	梅香3-17-29	06-6461-4700	06-6461-7103
6	541095	高見小学校	小学校	此花区	高見1-3-35	06-6468-5721	06-6468-5798
7	541096	西島小学校	小学校	此花区	西島2-5-12	06-6468-6171	06-6468-5174
8	541097	春日出小学校	小学校	此花区	春日出中1-13-23	06-6461-2606	06-6461-7511
9	542090	春日出中学校	中学校	此花区	春日出南1-2-8	06-6468-7371	06-6468-6496
10	542091	梅香中学校	中学校	此花区	春日出北3-12-24	06-6462-2171	06-6462-7611
11	542092	此花中学校	中学校	此花区	高見2-14-31	06-6468-7241	06-6468-5764
12	571180	市岡小学校	小学校	港区	市岡3-2-24	06-6571-0550	06-6572-2528
13	571181	磯路小学校	小学校	港区	磯路3-7-7	06-6571-5300	06-6572-2675
14	571182	三先小学校	小学校	港区	三先2-6-32	06-6571-0019	06-6572-2469
15	571183	田中小学校	小学校	港区	田中2-10-34	06-6573-0031	06-6573-4049
16	571184	八幡屋小学校	小学校	港区	八幡屋3-3-5	06-6571-0013	06-6572-2482
17	571185	波除小学校	小学校	港区	波除3-6-8	06-6583-4000	06-6583-0142
18	571186	築港小学校	小学校	港区	築港1-10-38	06-6573-2445	06-6574-9064
19	571187	南市岡小学校	小学校	港区	南市岡2-6-35	06-6582-0390	06-6582-0197
20	571188	港晴小学校	小学校	港区	港晴1-3-12	06-6574-6636	06-6574-9159
21	571189	弁天小学校	小学校	港区	弁天2-9-35	06-6573-5812	06-6574-6489
22	571190	池島小学校	小学校	港区	池島2-5-47	06-6571-4354	06-6572-2489
23	572180	市岡中学校	中学校	港区	磯路1-5-21	06-6572-7231	06-6572-2768
24	572181	港中学校	中学校	港区	池島1-5-35	06-6572-4461	06-6572-2444
25	572182	港南中学校	中学校	港区	三先1-5-28	06-6573-0051	06-6573-4109
26	572183	市岡東中学校	中学校	港区	市岡元町3-2-18	06-6582-8580	06-6582-0529
27	572184	築港中学校	中学校	港区	築港1-2-41	06-6575-3092	06-6575-2463
28	631360	柏里小学校	小学校	西淀川区	柏里2-13-33	06-6474-5225	06-6474-8304
29	631362	姫里小学校	小学校	西淀川区	姫里2-8-24	06-6474-5555	06-6474-8307
30	631364	福小学校	小学校	西淀川区	福町2-5-23	06-6473-1471	06-6474-8310
31	631365	大和田小学校	小学校	西淀川区	大和田4-3-24	06-6472-0121	06-6477-1643
32	631366	川北小学校	小学校	西淀川区	中島1-11-20	06-6473-0041	06-6474-8312
33	631367	佃小学校	小学校	西淀川区	佃1-21-12	06-6474-1024	06-6474-8316
34	631368	香簀小学校	小学校	西淀川区	御幣島6-5-25	06-6474-5210	06-6474-8318
35	631369	歌島小学校	小学校	西淀川区	歌島2-5-18	06-6473-7021	06-6474-8319
36	631370	出来島小学校	小学校	西淀川区	出来島2-2-24	06-6474-8080	06-6474-8321
37	631371	佃西小学校	小学校	西淀川区	佃2-15-30	06-6472-8012	06-6477-1644
38	631373	御幣島小学校	小学校	西淀川区	御幣島3-5-5	06-6475-7111	06-6475-7117
39	632360	淀中学校	中学校	西淀川区	大和田6-13-6	06-6473-0691	06-6474-8322
40	632361	西淀中学校	中学校	西淀川区	姫島6-10-5	06-6473-7121	06-6474-8323
41	632362	歌島中学校	中学校	西淀川区	歌島2-11-9	06-6471-0197	06-6477-1645
42	632363	佃中学校	中学校	西淀川区	佃2-15-93	06-6471-8131	06-6477-1646
43	641390	神津小学校	小学校	淀川区	十三元今里2-3-12	06-6302-7121	06-6302-7183
44	641392	加島小学校	小学校	淀川区	加島1-60-28	06-6309-8641	06-6309-7210
45	641393	三津屋小学校	小学校	淀川区	三津屋中1-4-14	06-6301-0183	06-6301-8711
46	641394	新高小学校	小学校	淀川区	新高1-15-53	06-6391-1359	06-6391-2953
47	641396	十三小学校	小学校	淀川区	十三東4-3-6	06-6301-0990	06-6301-8700
48	641397	木川小学校	小学校	淀川区	木川東3-7-32	06-6308-6311	06-6302-1299
49	641399	北中島小学校	小学校	淀川区	宮原5-3-4	06-6391-2001	06-6391-2805
50	641400	西中島小学校	小学校	淀川区	西中島7-14-25	06-6301-2940	06-6301-2590
51	641401	塚本小学校	小学校	淀川区	塚本3-5-6	06-6303-5992	06-6303-6755
52	641403	東三国小学校	小学校	淀川区	東三国6-3-24	06-6391-0366	06-6391-1998
53	641404	西三国小学校	小学校	淀川区	西三国1-21-28	06-6391-3000	06-6391-2998
54	641405	新東三国小学校	小学校	淀川区	東三国3-9-10	06-6399-4252	06-6399-4251
55	641406	宮原小学校	小学校	淀川区	三国本町1-16-44	06-6399-4233	06-6399-4232
56	642390	十三中学校	中学校	淀川区	十三東5-1-27	06-6301-2855	06-6301-0499
57	642391	新北野中学校	中学校	淀川区	新北野2-13-37	06-6303-7641	06-6303-6676
58	642392	三国中学校	中学校	淀川区	西三国2-5-24	06-6392-0031	06-6392-1235
59	642393	美津島中学校	中学校	淀川区	加島1-54-41	06-6309-0181	06-6309-6252
60	642394	東三国中学校	中学校	淀川区	東三国6-3-68	06-6391-3588	06-6391-2935

対象校一覧

No.	校園コード	学校名	校種名	区名	住所	電話番号		FAX番号	
61	642395	宮原中学校	中学校	淀川区	西宮原3-3-2	06	6394-2455	06	6394-2505
62	651420	東淡路小学校	小学校	東淀川区	東淡路3-3-32	06	6322-0150	06	6322-4317
63	651422	菅原小学校	小学校	東淀川区	菅原6-3-25	06	6328-3005	06	6328-2691
64	651423	新庄小学校	小学校	東淀川区	上新庄2-20-5	06	6328-0164	06	6328-0194
65	651424	大隅東小学校	小学校	東淀川区	瑞光5-8-19	06	6328-0214	06	6328-2747
66	651429	下新庄小学校	小学校	東淀川区	下新庄5-2-9	06	6328-1235	06	6328-4201
67	651430	井高野小学校	小学校	東淀川区	井高野1-28-17	06	6340-0223	06	6340-5726
68	651431	大桐小学校	小学校	東淀川区	大桐4-1-15	06	6328-0904	06	6328-4890
69	651432	豊新小学校	小学校	東淀川区	豊新4-17-26	06	6327-5591	06	6327-6612
70	651433	東井高野小学校	小学校	東淀川区	井高野2-8-28	06	6340-7647	06	6340-5729
71	651434	大隅西小学校	小学校	東淀川区	大隅西2-3-18	06	6328-6557	06	6328-6352
72	651435	豊里南小学校	小学校	東淀川区	豊里5-12-41	06	6329-0880	06	6329-7083
73	652421	柴島中学校	中学校	東淀川区	柴島2-8-36	06	6322-2566	06	6322-4099
74	652422	瑞光中学校	中学校	東淀川区	瑞光4-9-37	06	6328-5721	06	6328-4686
75	652424	東淀中学校	中学校	東淀川区	豊里6-25-19	06	6328-5650	06	6328-5169
76	652425	井高野中学校	中学校	東淀川区	井高野2-8-13	06	6340-2500	06	6340-6013
77	652426	新東淀中学校	中学校	東淀川区	豊里1-10-32	06	6327-6760	06	6327-4473
78	652427	大桐中学校	中学校	東淀川区	大桐4-5-8	06	6326-5839	06	6326-0421